

② 履修方法・修了要件等

1. 履修方法

- (1) 共通専門科目の必修科目群にある企業法学特別研究Ⅰ～Ⅵの6科目6単位が必修。
- (2) 共通専門科目（(1)の履修科目を除く）、専門科目（コースの科目を中心に）のうちから24単位以上を履修。
- (3) 以下の科目については、**3単位**を限度として修了要件となる単位として認められる。
 - ・ 特定関連科目
 - ・ 本学の他研究科及び他専攻の授業科目（教員会議の議に基づき、教育研究上有益と認められる場合）**企業法学専攻は大学院学則の10単位限度と異なるので注意すること。**

2. 修了要件

- ・ 30単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること（中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる）。
- ・ 修士論文の本文の標準字数は40,000字～60,000字程度とする。

3. 平成26年度以前に修得した単位について（該当者のみ）

開設年度または単位数が異なる同一科目を履修した場合、修了要件として認められるのは、早い年度に修得した科目のみであり、後に修得した科目は、「その他」の科目区分として登録され、修了要件としては認められない。

なお、以下の科目については、名称を変更する。**変更前**の科目を既に修得している場合、**変更後**の科目を修得したとしても、修了要件となる単位としては認められない。

新旧科目対応表

変更前		変更後	
25～26年度	01LA111 企業法学特殊講義Ⅰ（1単位）	27年度～	01LA240 相続税法（1単位）
25～26年度	01LA112 企業法学特殊講義Ⅱ（1単位）	〃	01LA243 中国税法（1単位）
25～26年度	01LA114 企業法学特殊講義Ⅳ（1単位）	〃	01LA242 アメリカ税法（1単位）
25～26年度	01LA115 企業法学特殊講義Ⅴ（1単位）	〃	01LA241 消費税法（1単位）
25年度	01LA235 租税計画（3単位）	26年度～	01LA238 租税計画Ⅰ（1単位） 01LA239 租税計画Ⅱ（1単位）

履修方法・修了要件（別表）

ビジネス科学研究科 企業法学専攻

科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
専門科目	共通専門科目	必修 「企業法学特別研究Ⅰ」(1単位) 必修 「企業法学特別研究Ⅱ」(1単位) 必修 「企業法学特別研究Ⅲ」(1単位) 必修 「企業法学特別研究Ⅳ」(1単位) 必修 「企業法学特別研究Ⅴ」(1単位) 必修 「企業法学特別研究Ⅵ」(1単位)	6
	専門科目【企業関係法コース】	共通専門科目（必修科目を除く）、専門科目（コースの科目を中心に）のうちから24単位以上を履修。	24
	専門科目【国際ビジネス法コース】		
	専門科目【知的財産法コース】		
	専門科目【社会・経済法コース】		
専門科目【税法コース】			
		修了単位数	30
<p>・ 上表に基づき30単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること（中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる）。</p> <p>・ 修士論文の本文の標準字数は40,000字～60,000字程度とする。</p> <p>・ 以下の科目については、3単位を限度として修了要件となる単位として認められる。</p> <p> 特定関連科目 本学の他研究科及び他専攻の授業科目（教員会議の議に基づき、教育研究上有益と認められる場合）</p> <p>企業法学専攻は大学院学則の10単位限度と異なるので注意すること。</p>			